

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

令和元年6月10日（月曜日）

出席議員（22名）

1番	関田	貢	君	2番	大后	治	雄	君			
3番	二宮	由	子	君	4番	実川	圭	子	君		
5番	森田	真	一	君	6番	尾崎	利	一	君		
7番	上林	真	佐	恵	君	8番	中村	庄	一	郎	君
9番	根岸	聡	彦	君	10番	木下	富	雄	君		
11番	森田	博	之	君	12番	蜂須	賀	千	雅	君	
13番	関田	正	民	君	14番	和地	仁	美	君		
15番	佐竹	康	彦	君	16番	荒幡	伸	一	君		
17番	木戸	岡	秀	彦	君	18番	東口	正	美	君	
19番	中間	建	二	君	20番	大川	元	君			
21番	床鍋	義	博	君	22番	中野	志	乃	夫	君	

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局	長	鈴木	尚	君	事務局	次	長	並	木	俊	則	君	
議事	係	長	尾	崎	潔	君	主	任	櫻	井	直	子	君
主	任	高	石	健	太	君							

出席説明員（26名）

市	長	尾	崎	保	夫	君	副	市	長	小	島	昇	公	君								
教	育	長	真	如	昌	美	君	企	画	財	政	部	長	田	代	雄	己	君				
総	務	部	長	阿	部	晴	彦	君	総	務	部	参	事	東	栄	一	君					
市	民	部	長	村	上	敏	彰	君	子	育	て	支	援	部	長	吉	沢	寿	子	君		
福	祉	部	長	田	口	茂	夫	君	環	境	部	長	松	本	幹	男	君					
都	市	建	設	部	長	鈴	木	菜	穂	美	君	学	校	教	育	部	長	田	村	美	砂	君
学	校	教	育	部	参	事	佐	藤	洋	士	君	社	会	教	育	部	長	小	俣	学	君	
企	画	課	長	荒	井	亮	二	君	秘	書	広	報	課	長	五	十	嵐	孝	雄	君		
財	政	課	長	鈴	木	俊	也	君	保	險	年	金	課	長	岩	野	秀	夫	君			

課 税 課 長 真 野 淳 君
市 民 部 副 参 事 高 橋 宏 之 君
保 育 課 長 関 田 孝 志 君
環 境 課 長 宮 鍋 和 志 君

市 民 部 副 参 事 宮 田 智 雄 君
子 育 て 支 援 課 長 鈴 木 礼 子 君
福 祉 推 進 課 長 嶋 田 淳 君
建 築 課 長 中 橋 健 君

議 事 日 程

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 2 会 期 の 決 定
- 第 3 市 長 所 信 表 明
- 第 4 諸 報 告
 - (1) 市 長 報 告
 - (2) 議 長 報 告
- 第 5 第 4 号 報 告 東 大 和 市 土 地 開 発 公 社 の 経 営 状 況 に つ い て
- 第 6 第 5 号 報 告 平 成 3 0 年 度 東 大 和 市 一 般 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書 に つ い て
- 第 7 第 6 号 報 告 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
- 第 8 第 7 号 報 告 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
- 第 9 第 1 号 諮 問 人 権 擁 護 委 員 の 候 補 者 の 推 薦 に つ き 意 見 を 求 め る こ と に つ い て
- 第 10 第 2 号 諮 問 人 権 擁 護 委 員 の 候 補 者 の 推 薦 に つ き 意 見 を 求 め る こ と に つ い て
- 第 11 第 3 1 号 議 案 専 決 処 分 の 承 認 に つ い て
- 第 12 第 3 2 号 議 案 東 大 和 市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 第 13 第 3 3 号 議 案 東 大 和 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 第 14 第 3 4 号 議 案 東 大 和 市 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 第 15 第 3 6 号 議 案 市 道 路 線 の 認 定 に つ い て
- 第 16 第 3 7 号 議 案 市 道 路 線 の 変 更 に つ い て
- 第 17 第 3 8 号 議 案 市 道 路 線 の 一 部 廃 止 に つ い て
- 第 18 第 3 9 号 議 案 市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て
- 第 19 第 4 0 号 議 案 防 災 行 政 無 線 (固 定 系) デ ジ タ ル 化 工 事 請 負 契 約 に つ い て
- 第 20 第 3 5 号 議 案 平 成 3 1 年 度 東 大 和 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 第 21 陳 情 の 付 託

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 第 1 か ら 第 2 1 ま で

午前 9時29分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和元年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る6月5日に議会運営委員会を開催し、今定例会の会期等議会運営について協議を行いましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日6月10日より6月27日までの18日間といたします。

会議録署名議員は、2番 大后治雄議員、13番 関田正民議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長所信表明、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議委員会を開催いたします。再開後、第4号報告から第7号報告、第1号諮問、第2号諮問に続いて第31号議案から第34号議案、第36号議案から第40号議案、第35号議案の審議等を順次行います。そのうち第36号議案から第39号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

6月11日は、休会となります。

6月12日は、市長所信表明に対する代表質問となります。

6月13日、14日及び17日から19日の5日間は一般質問となります。

6月20日から26日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

6月21日、午前9時30分から総務委員会を、6月24日、午前9時30分から厚生文教委員会を、6月25日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催を予定しております。また、6月25日、火曜日の午後1時30分から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、請願・陳情の付託、議員提出議案等の審査案件等がなかった場合は開催いたしません。

6月27日、最終日は常任委員会審査報告後、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、特定事件調査議決及び議員派遣議決の後、閉会となります。

代表質問通告書の提出期限は、6月11日、正午となっております。

この代表質問通告書の確認等を行うため、6月12日、午前9時15分から議会運営委員会を開催いたします。

議員提出議案の提出期限は、6月19日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は19名です。

6月4日、正午までに受理した陳情は1件で、総務委員会に審査を付託いたします。閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは6月24日、正午であります。

以上のとおり今定例会の会期等議会運営について決定いたしました。

また、今定例会では一般質問通告者が19名でありますことから、一般質問最終日であります6月19日は、会議時間が午後5時を過ぎることが予想されます。このことについて、議会運営委員会申し合わせ事項等により、

一般質問最終日については午後4時30分を超過しても新たに指名できることとし、議会運営委員会を開催することなく、議長発議により一般質問が終了するまで時間延長できることとすることとなっておりますことから、一般質問最終日については申し合わせ事項等のおり、議事を運営していくことを改めて議会運営委員会で確認いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

2番 大 后 治 雄 議員

13番 関 田 正 民 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月10日から6月27日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長所信表明

○議長（中間建二君） 日程第3 市長所信表明を行います。

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

4月に行われました市長選挙におきましては、多くの市民の皆様から御支援をいただき、3期目の市政を担うことができますことを大変光栄に感じております。また、その課せられた使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いがいたします。

それでは、令和元年第2回定例会の開会に当たりまして、今期4年の市政運営に向けての所信を申し述べます。

我が国は、急速に人口減少や少子高齢化が進展しており、東大和市におきましても、今後、生産年齢人口の減少による市税収入の減少や、高齢化による社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化対策など、多額の財政負担が見込まれており、大きな課題となっております。

平成23年度に市長に就任した際、「住みよい、活気のあるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、

「福祉の行き渡ったまちづくり」などの6つの項目を施策の柱とし、関係する事業を積極的に推進してまいりました。

また、平成27年度からは、「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策に加え、子供たちや子育て世代を応援する施策を推進してまいりました。その結果、民間機関の「共働き世帯にとって子育てしやすい街」に関する調査では、全国でも上位に位置し、また、合計特殊出生率につきましては、平成29年に都内区市部で第1位になるなど、一定の成果を得ることができ、将来にわたって活力ある東大和市を維持していくための礎を築くことができたものと考えております。

今後も、長期的な視点に立った市政運営が必要であり、子ども・子育て支援施策や、シニアの方々の地域での活動を支援する施策を推進するなど、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」を目指してまいります。

それでは、初めに私の市政運営の基本姿勢について申し上げます。

第1点は、持続可能な行財政運営の実現であります。

活力ある東大和市を維持していくためには、将来を見据え、効果的・効率的な市政運営を行っていく必要があると考えております。引き続き、限られた財源の中で、重要施策を選択しながら、持続可能な行財政運営の実現を目指してまいります。

第2点は、市民と行政が協働する市政の実現であります。

今日の地域社会にあっては、行政の努力だけでまちづくりを進めることは困難であると思われまます。そのため、若者からシニア層まで幅広い世代の市民の皆様のを生かした地域づくりの推進が図れるよう、市民と行政の協働によるまちづくりを目指してまいります。

第3点は、人や環境にやさしい市政の推進であります。

東大和市は、狭山丘陵や多摩湖など、緑と水の豊かな自然環境が、市民の皆様の方にゆとりと潤いをもたらすとともに、鉄道やモノレールが接続し、都心等への通勤・通学圏内に位置したまちであります。この豊かな自然等に恵まれた生活環境は、子育て世代を初め、幅広い世代にとって住み心地のよさをもたらすものと考えております。

これらの資源を活用し、まちの魅力を高めるとともに、日常生活が活気と思いやりに満ち、人と人との間で挨拶が交わされ、触れ合いを感じ、市民の皆様が愛着を感じながら末永く住んでいただけるよう、また、市外の皆様にも移り住んでいただけるようなまちを目指してまいります。

以上、私の基本姿勢を申し上げます。

本日の所信表明は、私が目指す任期4年間の総括的な方針を述べさせていただきますが、具体的な取り組みは、各年度の施政方針の中で明らかにしてまいります。

それでは、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」を目指しまして、7つの施策を述べさせていただきます。

1つ目は、子育てしやすいまちづくりについてであります。

子供たちは、次の世代を担う地域の宝です。子供たちの笑顔あふれるまちとなるよう、引き続き「日本一子育てしやすいまち」を目指してまいります。

待機児童対策につきましては、保育士不足や保育需要等の現状を踏まえ、その解消を目指してまいります。

また、学童保育事業につきましては、学童保育における待機児童対策や放課後の子供たちの居場所づくりの

さらなる充実を目指してまいります。

子育て環境の充実につきましては、妊娠、出産、育児などの相談業務の充実、不妊相談の実施、情報提供の充実を図り、家庭のニーズに応じた切れ目のないきめ細かな支援などを行ってまいります。

さらに、市の子ども・子育て支援に関する理念やビジョンとなる「(仮称)子ども・子育て憲章」の制定や「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定等により、子供の最善の利益を守り、子供の視点に立った環境の整備を図るとともに、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

2つ目は、住みよい、活気のあるまちづくりについてであります。

豊かな自然環境の中で、人と人が触れ合い安全・安心に暮らせることが、「住みよい、活気のあるまちづくり」につながるものと考えております。

自然環境を生かしたまちづくりとしまして、多摩湖・狭山丘陵・空堀川を結ぶ桜等の回廊づくりを進めるとともに、引き続き、地域の特性を生かした特色ある公園の整備に向け、市民の皆様に御協力をいただき、散策したくなるまちづくりについて、検討してまいります。

また、震災対策等の充実を図るとともに、局地的集中豪雨などによる浸水対策について、抜本的な対策を検討してまいります。

次に、市内の公共交通を形成するコミュニティバスを将来にわたり持続可能なものとするため、引き続き、利用促進に取り組むとともに、コミュニティ交通につきましても、地域の皆様との協働により、導入に向けて取り組んでまいります。

平和事業につきましては、平和のシンボルである戦災建造物の保存に向けた取り組みを進めるとともに、「平和市民のつどい」の開催など、今後も、平和都市宣言に基づき、恒久平和の実現に向けて、平和を愛する人々と手を携えて、平和への思いを伝えてまいります。また、来年開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は、平和の祭典でありますことから、東大和市の平和事業と連携した取り組みを検討してまいります。

観光イベントとして「うまかんべえ〜祭」の開催や、多摩湖や狭山丘陵などの地域の魅力の活用など、観光施策の推進と、農業・商業・工業のさらなる発展につながる産業振興の充実を図ってまいります。

また、公正な競争と、適正な労働環境や公共サービスの品質の確保を図り、活力ある地域社会の実現に向けた取り組みを推進するため、「公契約条例」に関する調査・研究を進めてまいります。

3つ目は、環境にやさしいまちづくりについてであります。

人と自然が調和する豊かな環境を、次の世代に引き継ぐことが重要であると考えております。

環境保全としまして、緑の保全・創出のため、狭山丘陵の保全を推進していくとともに、再生可能エネルギーの活用につきまして、情報収集と研究を進めてまいります。

廃棄物の減量につきましては、引き続き、「マイバッグ 資源を入れて お買い物」の意識を広く市民の皆様に御理解いただき、民間のリサイクル協力者の活用を進めるとともに、さらなる資源物の減量施策の推進に努めてまいります。

また、市民の皆様の力を生かした地域づくりを推進するため、シニアの方々の地域社会への活動を促し、環境に関する地域ボランティア活動を支援してまいります。

その他、自転車等の交通ルールやマナー向上の普及啓発を図り、安全通行の確保に努めてまいります。

4つ目は、福祉の行き渡ったまちづくりについてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、市民の皆様が健康で生きがいをもって暮らせる社会の実現が必要であると考えております。

そこで、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

また、東大和元気ゆうゆう体操のさらなる普及・充実を図るとともに、健康で幸せな都市の実現を目指した「健幸都市宣言」の準備を進め、健康寿命延伸に取り組んでまいります。

障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各種事業を実施するほか、手話を初めとした障害者の情報の取得や意思疎通に係る理解の促進に向けた条例などについて、調査・研究を進めていくなど、障害者支援の充実を図ってまいります。

5つ目は、地域力・教育力の向上についてであります。

次世代を担う子供たちの教育の充実や、市民の皆様が主体的に地域で活躍できるよう支援することは、活力あるまちづくりに向けて重要なことと考えております。

学校教育につきましては、市と教育委員会が連携しながら、児童・生徒の確かな学力の習得や豊かな人間性の形成及び健康・体力の増進を目指した教育施策を着実に推進してまいります。

小中学校全校におきまして、児童・生徒の学力向上への取り組みを推進していくほか、英語教育のさらなる充実を図ってまいります。

学校施設につきましては、学校体育館の空調機器設置を進めるなど、児童・生徒にとって望ましい教育環境を整えていくとともに、適切な更新を図ってまいります。

また、地域との連携も含めた教育効果の向上につきましては、教育ボランティア活動の充実を図ってまいります。

そのほか、「市民大学」を充実させた「ヒガシヤマト未来大学」をさらに発展させ、市民の皆様が企画・運営する活動を支援してまいります。

6つ目は、財政の健全化についてであります。

市財政におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加とあわせ、公共施設等の老朽化対策など多額の財政負担が見込まれ、今後の財政運営につきましては、引き続き、厳しい状況になると考えております。歳入の確保や経費の縮減に努めるとともに、民間活力の導入を積極的に図るなど持続可能な市政の実現を目指してまいります。

7つ目は、市民とともに歩む市政運営についてであります。

市民の皆様と市政情報や地域課題を共有し、信頼関係を深めることが、より効果的な市政運営につながるものと考えております。

開かれた市政の実現に向け、施策の形成や課題の対応に当たっては、市民の皆様の理解と信頼を得られるよう、情報公開の推進と説明責任の徹底を図ってまいります。

また、市民の皆様、各種団体及び事業所等との意見交換や、市長と語ろう会やパブリックコメントを行うことにより、市政情報の共有化を図るとともに、市報や市の公式ホームページに加え、ツイッターやフェイスブックを活用するなど、引き続きさまざまな手段による情報提供に努めてまいります。

以上、私の所信について述べさせていただきました。

2期8年間にわたり積み上げてきました実績を踏まえ、将来にわたって活力ある東大和市を維持していくた

めに、長期的な視点に立ち、みずからリーダーとして、真摯に市政運営に取り組んでまいっている覚悟であります。
重ねて、市民の皆様並びに市議会議員の皆様のご支援と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、
市長就任の所信表明といたします。
ありがとうございました。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で、市長所信表明を終了いたします。

日程第4 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、2月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化（2019年度）についてであります。平成28年12月に公表された2020年に向けた実行プランの実効性を担保するため、政策の強化を図ることについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の東京都地域防災計画（火山編）の修正についてであります。火山防災対応力の向上を図ることを目的に、当該計画を修正したことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の区市町村庁舎の非常用電源の設置等に対する支援についてであります。区市町村の庁舎が発災後72時間、非常用電源で稼働できるよう支援することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の認知症検診推進事業についてであります。認知機能検査など認知症の早期診断等を目的とした事業を実施する区市町村に対する補助制度について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の多子世帯に対する新たな支援についてであります。第1子の年齢や世帯収入にかかわらず、第2子以降の子に係る保育サービス利用者負担額を支援する制度について、東京都から説明がありました。

次に、議事6の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会開催時における聖火リレーの検討状況等について、東京都から説明がありました。

次に、議事7の東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業についてであります。公立小中学校の屋内体育施設への空調設置を促進するため、国庫補助制度に東京都独自の加算を行うことについて、東京都から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりに係る平成30年度の取り組みと今後の取組方針について、市長会事務局から報告、提案があり、これを承認いたしました。

次に、2月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の赤十字活動並びに活動資金募集への御協力をお願いについてであります。各市が行う募金活動等

を通じた活動資金の募集について、日本赤十字社から協力依頼がありました。

次に、議事9の東京都市長会役員改選についてであります。令和元年5月1日からの2年間を任期とする東京都市長会の役員改選が行われ、会長には立川市長、副会長には三鷹市長、小平市長、町田市長、東村山市長の4人が就任することとなりました。

その他の議事につきましては、2月18日開催の東京都市長会役員会及び政策調査特別部会における審議と同様であります。

次に、4月25日に東京都市長会臨時役員会が開催されました。

議事につきましては、2月25日開催の東京都市長会議で決定された東京都市長会の次期役員について、一部変更を行う必要が生じたことから、改めて選任を行うとともに、各種審議会委員等の推薦についても一部変更を行ったものであります。

次に、同日、東京都市長会議が開催されました。

議事1の東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の概要についてであります。平成31年3月開催の東京都議会でも可決され、同年3月25日に公布された条例の内容について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会開催時におけるライブサイトの検討状況等について、東京都から説明がありました。

次に、議事3の多摩の魅力発信イベント（（仮称）多摩フェスティバル）の概要（案）についてであります。令和元年11月中の2日間、東京都と市町村が共同して、多摩地域のさまざまな魅力を発信するイベントを豊洲市場で開催することなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の部会の編成替え及び部会長等の選任についてであります。東京都市長会に設置されている5つの部会の編成案について市長会事務局から提案があり、これを決定いたしました。また、市長会議を一時中断の上、5つの部会を順次開催し、部会ごとに部会長及び副部会長の選任を行いました。

次に、議事6の全国市長会要望事項（2020年度要望）の提出についてであります。2020年度は前年度に比べ3件多い139件の項目を要望することなどの説明が市長会事務局からあり、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、5月17日に全国市長会関東支部総会が開催されました。

議事につきましては、全国市長会関東支部に係る平成30年度歳入歳出決算、令和元年度歳入歳出予算、そして役員改選等でありましたが、全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月20日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1のTokyo Tokyo FESTIVALの展開についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、多彩な文化プログラムの展開を通して、芸術文化都市東京の魅力を伝える取り組みについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会開催時における交通混雑緩和のため、東京都庁みずから取り組む内容を都庁2020アクションプランとして策定したこと等について、東京都から説明がありました。

次に、議事3、民生委員・児童委員の一斉改選に向けてについてであります。民生委員・児童委員の一斉改選が令和元年12月に予定されていることを受け、活動費の増額など委員を確保するための取り組みを実施す

ることについて、東京都から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、5月27日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、5月20日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 平成31年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、4月23日に東京都市議会議長会臨時総会が町田市役所で開催されました。

議事では、平成31年2月19日以降の会務報告が行われました。

また、協議事項では、平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定については、報告どおり承認いたしました。

なお、この臨時総会をもって東京都市議会議長会の新旧役員の交代がありました。

以上の報告につきましては、押本前議長の出席によるものであります。

次に、5月24日、三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び同協議会総会が東京自治会館で開催されました。

最初に、理事会であります。議事では平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算を報告どおり認定し、令和元年度同協議会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

役員の選任では、令和元年度の役員として、会長に若林 町田市議会議長などの役員を選任し、東大和市議会からは、森田博之議員が第2委員会の副委員長に選任をされました。

また、総会決議として、三多摩地区上下水道及び道路対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。

以上の案件を、同日開催の総会に提案することで承認いたしました。

理事会終了後に、三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会が開催され、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり報告、承認されました。

次に、5月29日に関東市議会議長会定期総会が、東京都調布市にある調布市グリーンホールで開催されまし

た。

議事では、会務報告のほか、慶弔規程に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会を初めとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

また、会長提出議案として、平成30年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、令和元年度同議長会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、都県提出議案については、関東市議会議長会として4件を全国市議会議長会定期総会へ提出することに決定いたしました。

机上配付いたしました報告資料をごらん願います。

まず、正議案3件についてであります。議案第1号として埼玉県市議会議長会から提出された発達障害が疑われる（グレーゾーン）の子どもへの支援の拡充について、議案第2号は千葉県市議会議長会から提出された小学校外国語教育の整備及び充実のための講師配置について、議案第3号は栃木県市議会議長会から提出された広域道路交通ビジョンの推進についてとし、東京都市議会議長会から提出された衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りの再考についてを予備議案とすることとなりました。

次に、5月30日に東京都三多摩地区消防運営協議会役員会及び同協議会通常総会が、東京自治会館で開催されました。

最初に、役員会ではありますが、議事では平成30年度の経過報告の後、平成30年度歳入歳出決算について報告どおり認定し、令和元年度歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

また、以上の案件を同日開催の総会に提案することで承認いたしました。

役員会終了後、東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が開催され、先ほど報告いたしました役員会の内容のとおり報告、承認されました。

次に、5月30日に東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会が、東京自治会館で開催されました。

議事では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会の役員選挙等が行われ、私が東大和市議会議長として指名推選により組合議会議長に就任いたしました。

次に、5月30日に東京都市議会議長会定例総会が、東京自治会館で開催されました。

議事では、平成31年4月23日以降の会務報告が行われました。

なお、各市提出議案についてはございませんでした。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 中間建二君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 第4号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（中間建二君） 日程第5 第4号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第4号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、平成30年度東大和市土地開発公社事業報告及び決算であります。

初めに、平成30年度東大和市土地開発公社事業報告であります。公共用地取得事業、公共用地売却事業とにもごさいませんでした。

次に、平成30年度東大和市土地開発公社決算であります。

まず収入であります。

事業収入はごさいませんでした。公共用地売却事業を行わなかったことによるものであります。

事業外収入は利息収入が3万5,510円で定期預金及び普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は3万5,510円であります。

続いて支出であります。

事業費、支払利息につきましては支出がごさいませんでした。公共用地取得事業を行わなかったことによるものであります。

管理費は、一般管理費が7万5,648円であります。主なものは、法人市民税及び法人都民税であります。

借入金償還金につきましては支出がごさいませんでした。公共用地取得事業を行わなかったことによるものであります。

予備費につきましても支出はごさいませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は7万5,648円であります。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第6 第5号報告 平成30年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中間建二君） 日程第6 第5号報告 平成30年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第5号報告 平成30年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成30年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

平成30年度から平成31年度に繰り越しました予算は、国の要請によるプレミアム付商品券事業など全2事業で、平成30年度東大和市一般会計補正予算第4号及び第5号において繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰り越しの内容につきまして御説明を申し上げます。

1件目は、第6款農林業費、第1項農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業補助で、翌年度繰越額は239万8,000円、繰り越しに必要な財源は未収入特定財源の都支出金が171万2,000円、一般財源が68万6,000円であります。

2件目は、第7款商工費、第1項商工費のプレミアム付商品券事業で、翌年度繰越額は8,084万5,838円、繰り越しに必要な財源は国庫支出金747万8,000円、一般財源7,336万7,838円であります。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第7 第6号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第7 第6号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。
報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第6号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、野火止用水内樹木倒木の物損事故による損害賠償額の決定についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成31年3月20日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

損害賠償額は19万6,560円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成30年10月2日、火曜日に野火止用水内の樹木が倒れ、隣接するマンションのフェンスの一部を損傷したものであります。

事故の状況から樹木の管理に瑕疵があるとして示談をしたもので、フェンスの修繕費を市が支払うものであります。

なお、相手方へ支払います損害賠償金は、市が加入する施設賠償責任保険から全額補填されております。

事故後におきましては、再発防止のため樹木の点検等を実施いたしました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
以上で、第6号報告を終了いたします。

日程第8 第7号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第8 第7号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。
報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、東大和市立第五小学校体育館において発生いたしました被服破損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成31年3月20日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

損害賠償額は2,052円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成31年2月18日、月曜日、午後3時10分、放課後子ども教室の活動中に、体育館内で遊んでいた児童のズボンが、床板から飛び出していたくぎにより破れたものであります。

事故の状況から市に過失があるといたしまして示談をしたもので、代替の被服購入費を市が支払うものであります。

なお、相手方に支払います損害賠償金は、市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されております。

事故後におきましては、当該体育館の床の修繕を行いました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第7号報告を終了いたします。

日程第9 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中間建二君） 日程第9 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年以来、3期9年にわたりまして人権擁護委員を務められました鈴木一徳氏から、このたび辞任の申し出があり、令和元年6月30日をもって退任されることとなりました。

つきましては、人権擁護委員が欠員となりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします柚木行夫氏は、現在、日本ボーイスカウト東京連盟北多摩地区東大和第2団副団委員長として活躍中であり、これまで東大和市社会を明るくする運動推進委員などを歴任されております。また、人望も厚く人柄も温厚で人権擁護委員としてふさわしい方であることから、候補者として推薦いた

したいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、柚木行夫氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として柚木行夫氏を適任と決めます。

日程第10 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中間建二君） 日程第10 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします眞崎一郎氏は、平成22年以来、3期9年にわたり人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、令和元年9月30日をもって任期満了となります。

眞崎氏は、平成3年4月から東大和市防犯協会で活動され、現在は東大和地区防犯協会の会長を務めると

もに、青少年の非行防止や覚醒剤等の薬物乱用防止にも御尽力いただいております。また、人望も厚く人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、眞崎一郎氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として眞崎一郎氏を適任と決めます。

日程第11 第31号議案 専決処分の承認について

○議長（中間建二君） 日程第11 第31号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月29日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をいたしました。

このため、本議会において、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

今回の条例の改正点は、2点ございます。

1点目は、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げ、そのことにより所得割額を引き下げるものであります。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の税額の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準所得額をそれぞれ引き上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額の規定であります。58万円を61万円に改めるものであります。

第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であります。第2条第2項における課税限度額の改正に伴い、所得割額算定に用いる基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の6.32から100分の6.28に引き下げるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。

第2条第2項における課税限度額の改正に合わせて58万円を61万円に改めるとともに、世帯の税額を5割軽減する基準額及び2割軽減する基準額をそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものであります。具体的には5割軽減につきましては27万5,000円を28万円に、2割軽減につきましては50万円を51万円に改めるものであります。

最後に附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、第31号議案 専決処分の承認について、賛成の討論を行います。

本年、第1回定例会で国民健康保険税を約1億円値上げする条例が成立しました。市民説明会用の市の資料でも、国民健康保険税はサラリーマンの1.7倍も高いものになっています。それにもかかわらず、市は6年連続で約1億円ずつ値上げする計画を立て、その2年目の値上げでした。

今回の条例改正の第1は、値上げの際に織り込み済みだったものであり、日本共産党は第1回定例会で既に

厳しく反対を表明したものです。

同時にこの条例改正では、国による低所得世帯への法定減免の拡大を当市でも適用するための改正があります。低所得者への軽減措置は、不十分ではあっても必要なものであり、賛成です。

以上で、賛成討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第12 第32号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第12 第32号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定につきまして改正を行うとともに、元号改正等に伴う必要な改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第32号議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開き願います。

主な改正内容は、3点ございます。

1点目は、個人住民税におけるふるさと納税の特例控除の対象の見直しであります。

地方税法の改正により、個人住民税におけるふるさと納税の特例控除の対象につきましては、令和元年6月1日以後に支出する寄附金から見直しが行われることとなりました。見直し後は、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した一定の基準に適合する地方団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とし、個人住民税における特例控除の対象といたします。このことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2点目は、個人住民税における非課税措置の対象の追加であります。

地方税法の改正に伴い、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を、令和3年度以後の年度分の個人住民税につきまして、非課税措置の対象に加えるものであります。

3点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しであります。

一定の環境性能を有する軽自動車につきましては、税を軽減するグリーン化特例を実施しておりました。地方税法の改正に伴い、現行のグリーン化特例の適用期間を2年延長した上で、自家用乗用の電気軽自動車・天然ガス軽自動車に限り、その後も2年延長するものであります。

議案資料の2ページをごらんください。

それでは、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は、第1条から第3条までにつきましては、東大和市税条例を改正し、第4条につきましては、平成27年に公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、第5条につきましては、平成29年に公布済みの東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、第6条につきましては、平成30年に公布済みの東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条による改正であります。

第31条の7の改正は、主な改正内容で申し上げましたとおり、個人住民税におけるふるさと納税の特例控除の対象を、総務大臣が指定した基準に適合する地方団体に対する寄附金としての特例控除対象寄附金とするためであります。

付則第6条の改正は、元号改正に伴うものであります。

付則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充等であります。

付則第7条の4の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項の整理であります。

付則第8条の改正は、元号改正に伴うものであります。

付則第9条の改正は、個人市民税の申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするためであります。

付則第9条の2の改正は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとするためであります。

付則第10条の2の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項の整理であります。

付則第10条の3の改正は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税につきまして、減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の新設であります。

付則第10条の4の改正は、平成28年熊本地震に係る固定資産税につきまして、特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定の新設であります。

付則第11条から、議案資料の3ページにあります付則第18条の7までの改正は、元号改正等に伴うものであります。

付則第18条の8から、議案資料の4ページにあります付則第18条の11までの改正は、地方税法の改正に伴う引用条項の整理であります。

付則第19条から付則第22条の5までの改正は、元号改正に伴うものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴う引用条項の整理であります。

付則第22条の9及び付則第23条の改正は、元号改正に伴うものであります。

次に、第2条による改正であります。

第33条の2の改正は、個人市民税の申告書の記載事項を簡素化するためであります。

第33条の3の2の改正は、主な改正内容で申し上げましたとおり、単身児童扶養者を個人住民税の非課税措

置の対象に追加するため、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合に、扶養親族等申告書に必要な記載ができるようにするためであります。

第33条の3の3の改正は、前条の改正と同様に公的年金等の受給者が単身児童扶養者に該当する場合に、扶養親族等申告書に必要な記載ができるようにするためであります。

第33条の4の改正は、第33条の2の改正に伴うものであります。

付則第15条の3の改正は、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定の新設であります。

付則第15条の3の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る特例規定の新設であります。

議案資料の5ページをごらんください。

付則第15条の7の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減規定の新設であります。

付則第16条の改正は、主な改正内容で申し上げましたとおり、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、現行制度の適用期間を令和3年度まで2年延長するための規定の新設であります。

付則第16条の2の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の整備であります。

次に、第3条による改正であります。

第21条の改正は、主な改正内容で申し上げましたとおり、単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象に追加するための規定の整備であります。

付則第16条の改正は、主な改正内容で申し上げましたとおり、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、自家用乗用の電気軽自動車・天然ガス軽自動車に限り、適用期間を令和3年度から令和5年度まで2年延長するための規定の新設であります。

付則第16条の2の改正は、前条の改正に伴うものであります。

次に、第4条による改正であります。

この改正の対象は、平成27年条例第31号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

改正附則第6条の改正は、元号改正に伴うものであります。

次に、第5条による改正であります。

この改正の対象は、平成29年条例第7号の東大和市税条例等の一部を改正する条例であります。

付則第15条の4の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免に関する取り扱いを、東京都における自動車税の環境性能割に係る取り扱いと同様とするための規定の整備であります。

付則第15条の7から、議案資料の6ページにあります改正附則第3条までの改正は、元号改正等に伴うものであります。

次に、第6条による改正であります。

この改正の対象は、平成30年条例第25号の東大和市税条例等の一部を改正する条例であります。

第43条の改正は、大法人に対する法人市民税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴い、申告書等の提出方法を柔軟にするための規定の新設であります。

改正附則第1条から改正附則第11条までの改正は、元号改正等に伴うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、令和元年10月1日、令和2年1月1日、令和3年1月1日、令和3年4月1日とするものであります。

附則第2条から附則第9条までは、それぞれ市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の各税目の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第32号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第13 第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例を定めるに当たっての基準であります厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が本年3月29日に改正され、放課後児童支援員となることができる者の要件が拡大されました。このこ

とに伴い、本条例を改正するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第11条第2項は、放課後児童支援員の資格要件の規定であります。都道府県知事が行う研修を修了した者と定めておりますが、基準の改正に従い、都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市、いわゆる政令指定都市の長が行う研修を修了した者とするものであります。

附則第2項の改正は、元号改正に伴うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とし、改正後の第11条第2項の規定の適用を、平成31年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 1点、確認をさせてください。

研修を行う場所がふえるっていうように理解をしたんですけども、この研修の内容について変更があるのか、もしあるとすればその研修内容ですとか研修時間について、具体的な変更点についても確認をさせてください。お願いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今回の指定都市に拡大されるということでございますけれども、放課後児童支援員の認定資格研修の内容につきましては、特段変更があるというには聞いておりません。その実施場所がですね、都道府県以外に指定都市が行うものを受講された方が対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第34号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第14 第34号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、本年4月1日に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率、償還の方法及び保証人に関する規定の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず目次の改正は、第4章の後に第5章、雑則を加えるものであります。

第1条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第16条の改正は、同条を第17条に繰り下げるものであります。これは後ほど御説明いたします、保証人の規定を加えるためのものであります。

第15条は、災害援護資金の償還等についての規定であります。

第1項の改正は、これまで年賦償還及び半年賦償還のみでありました償還の方法に、月賦償還を加えるほか所要の文言整理を行うものであります。

第2項の改正は、所要の文言整理を行うもので、第3項の改正は、これまで災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定によるものとしておりました保証人の規定を削り、引用条項を改めるものであります。

また、同条を第16条に繰り下げ、同条の次に第5章の章名を加えるものであります。

第14条は、災害援護資金の年率についての規定であります。災害援護資金の利率を、延滞の場合を除いて年1%とし、保証人を立てる場合にあっては、利率を年ゼロ%とするものであります。また、同条を第15条に繰り下げ、第13条の次に、新たに第14条として保証人の規定を加えるものであります。

第1項は、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者が、保証人を立てることができることを規定するものであります。

第2項は、保証人が災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担し、その保証債務は違約金を含むことを規定するものであります。

最後に、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第34号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第36号議案 市道路線の認定について

日程第16 第37号議案 市道路線の変更について

日程第17 第38号議案 市道路線の一部廃止について

日程第18 第39号議案 市道路線の廃止について

○議長（中間建二君） 日程第15 第36号議案 市道路線の認定について、日程第16 第37号議案 市道路線の変更について、日程第17 第38号議案 市道路線の一部廃止について、日程第18 第39号議案 市道路線の廃止について、以上4議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第36号議案 市道路線の認定について、第37号議案 市道路線の変更について、第38号議案 市道路線の一部廃止について及び第39号議案 市道路線の廃止について、以上4議案の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づくものであります。市道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、また市道路線の一部廃止及び廃止につきましては、道路法第10条1項の規定に基づくものであります。

このたび、立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業による道路整備及び換地処分が完了いたしましたことから、事業地区内及び事業地区に接する道路を市道路線認定し及び変更するものであります。また、

これに伴い現在認定しております市道路線の一部及び全部を廃止するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第36号議案 市道路線の認定についてであります。

本案は、立野一丁目土地区画整理事業地区内に新設した道路及び事業地区に接する既存道路認定するものであります。

認定する路線は、計27路線、幅員は4メートルから12メートル、総延長は3,747.47メートルであります。

次に、第37号議案 市道路線の変更についてであります。

本案は、立野一丁目土地区画整理事業地区内に接する市道第2001号線及び市道第906号線について、事業地区内に新設した部分を市道路線に含める変更であります。

幅員は12メートル及び5メートルで変更はなく、総延長は193.67メートルから334.27メートルになるものであります。

次に、第38号議案 市道路線の一部廃止についてであります。

本案は、立野一丁目土地区画整理事業地区内と地区外を結ぶ市道路線の一部を廃止するものであります。

一部廃止する路線は、計4路線、幅員は1.82メートルから10.18メートル、総延長は1,569.78メートルであります。

最後に、第39号議案 市道路線の廃止についてであります。

本案は、立野一丁目土地区画整理事業地区内及び事業地区に接する不要となった市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、計30路線、幅員は0.91メートルから6.68メートル、総延長は2,374.41メートルであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上4議案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第19 第40号議案 防災行政無線（固定系）デジタル化工事請負契約について

○議長（中間建二君） 日程第19 第40号議案 防災行政無線（固定系）デジタル化工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第40号議案 防災行政無線（固定系）デジタル化工事請負契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年5月24日に条件付き一般競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定い

たしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第40号議案資料も、あわせて御参照いただきたいと存じます。

初めに、件名は防災行政無線（固定系）デジタル化工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、防災行政無線（固定系）デジタル化工事であります。

2の契約の方法は、条件付き一般競争入札であります。4月8日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は10社でありましたが、うち7社が辞退しております。

3の契約の金額は、3億937万2,536円であります。なお、契約の金額の中には、消費税及び地方消費税相当分2,812万4,776円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号、名称、株式会社協和エクシオ、代表者、代表取締役、小園文典であります。

工期は、議決日の翌日から令和3年2月26日までであります。

なお、落札業者とは、令和元年5月27日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと存じます。

本工事の概要であります。防災行政無線（固定系）の更新と同時にデジタル化を行うものであります。本庁舎に設置の親局設備及び市内全域の子局設備52カ所について更新を行うものであります。

なお、工事期間中も防災行政無線を使用するため、既設アナログ設備と更新するデジタル設備を共存させ、それぞれの機能が損なわれないように施行し運用するものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○21番（床鍋義博君） 今回の工事請負の金額については別に問題ないんですけども、これ終わった後に維持管理とか、その辺のところというのはどのぐらいに予想されているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災行政無線（固定系）デジタル化工事ですね、工事の後の維持管理ということなんですが、現時点ちょっと今、私、手元にないんですけども、電気代とかですね、その辺のあたりを想定しておりますが、具体的な数字はまた後ほどお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第40号議案 防災行政無線（固定系）デジタル化工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決すること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第35号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第20 第35号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題
に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第1
号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、幼児教育の無償化事業やプレミアム付商品
券事業の実施に係る経費、観光推進事業におけるデザインマンホールぶたの設置に係る経費、小中学校体育館
への空調設備設置工事に係る実施設計委託料の計上等、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御
提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,572万8,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313億5,672万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明と
させていただきます。

1の歳入であります。

第12款の分担金及び負担金は1億521万円の減額で、保育園入園者保育料の減額であります。

第13款の使用料及び手数料は405万5,000円の減額で、市立保育園入園者の保育料の減額であります。

第14款の国庫支出金は2億9,100万4,000円の増額で、保育所委託費負担金の増額等であります。

第15款の都支出金は1億9,371万3,000円の増額で、子育てのための施設等利用給付交付金の計上等でありま
す。

第18款の繰入金は3,131万円の減額で、財政調整基金取り崩しの減額であります。

第20款の諸収入は158万6,000円の増額で、自治総合センターコミュニティ助成金の計上等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は204万円の増額で、市民協働事業費の増額であります。

第3款の民生費は8,204万4,000円の増額で、認定こども園事業費等の増額であります。

第4款の衛生費は69万7,000円の増額で、予防事業費の増額であります。

第7款の商工費は1億5,501万7,000円の増額で、プレミアム付商品券事業費の計上等であります。

第8款の土木費は163万8,000円の増額で、公園管理費の増額であります。

第10款の教育費は1億429万2,000円の増額で、私立幼稚園保護者に対する補助事業費等の増額であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

初めに、今回の補正予算全体を通して関連がありますので、現在、国から示されております幼児教育の無償化事業の概要につきまして御説明申し上げます。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むものとされております。事業の開始予定時期は、令和元年10月からであります。

主な対象と無償化の対象範囲であります。幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等に通う3歳から5歳までの児童及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童については、原則、保育料を無償化します。また、新たに保育の必要性の認定を受けた者に限りませんが、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの児童及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童を対象としまして、上限を設けて利用料を無償化します。無償化に伴いまして、市の歳入におきましては、保育園入園者保育料等が減額となる一方、国や東京都からの補助金等の増額が見込まれております。

それでは、歳入の説明を申し上げます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉負担金は1億521万円の減額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る保育園入園者保育料の減額であります。

7ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料は405万5,000円の減額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る市立保育園入園者保育料の減額であります。

9ページをお開きください。

14款国庫支出金は2億9,100万4,000円の増額であります。

1項国庫負担金は1億4,836万2,000円の増額であります。

1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金は1億4,710万5,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る保育所委託費負担金等の増額であります。

3目教育費国庫負担金、2節幼稚園費負担金は125万7,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る幼稚園施設型給付費負担金の増額であります。

2項国庫補助金は1億4,264万2,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は369万2,000円の増額であります。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業補助金は296万3,000円の計上であります。未婚のひとり親に対して臨時・特別給付金を支給することによる国の補助金であります。子ども・子育て支援交付金は72万9,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施によるものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は437万6,000円の増額であります。風疹抗体検査事業の実施に係る特定感染症検査等事業費補助金の計上であります。

4目商工費国庫補助金は1億4,301万7,000円の新規計上であります。

1節プレミアム付商品券事務費補助金は4,301万7,000円の計上であります。プレミアム付商品券の作成経費等に係る国の補助金であります。

2節プレミアム付商品券事業費補助金は1億円の計上であります。プレミアム付商品券の換金原資負担金に係る国の補助金であります。

7目教育費国庫補助金、4節幼稚園費補助金は844万3,000円の減額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る私立幼稚園就園奨励費補助金の減額であります。

11ページをお開きください。

15款都支出金は1億9,371万3,000円の増額であります。

1項都負担金は6,074万4,000円の増額であります。

1目民生費都負担金、2節児童福祉費負担金は5,994万3,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る保育所委託費負担金の増額等であります。

5目教育費都負担金、3節幼稚園費負担金は80万1,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る幼稚園施設型給付費負担金の増額であります。

2項都補助金は1億2,956万2,000円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は3,929万1,000円の増額であります。

子育て支援課の子供・子育て支援交付金、保育課の認可外保育施設利用支援事業補助金及び子供・子育て支援事業費補助金は、幼児教育の無償化事業の実施に係る東京都の補助金の増額等であります。

保育課の保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金は、幼児教育の無償化事業の実施に伴い、東京都において新たに多子世帯に対する補助制度が創設されたことによるものであります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は1,200万円の増額であります。デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金は1,200万円の計上であります。観光振興施策として実施するデザインマンホールぶたの設置等に係る東京都の補助金であります。

6目土木費都補助金、2節都市計画費補助金は40万円の計上であります。公園防犯設備整備補助金は40万円の計上であります。公園への防犯カメラ設置に係る東京都の補助金であります。

8目教育費都補助金は7,787万1,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は100万円の増額であります。学力格差解消推進校事業補助金は、第五小学校及び第三中学校が東京都の指定を受けたことによる東京都の補助金の計上であります。

6節幼稚園費補助金は7,687万1,000円の増額であります。子育てのための施設等利用給付交付金は7,687万1,000円の計上であります。幼児教育の無償化事業の実施に伴い、東京都において新たに幼稚園等に対する支援給付が創設されることによるものであります。

13ページをお開きください。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は340万7,000円の増額であります。人権尊重教育推進校事業委託金は35万7,000円の計上であります。第四中学校が人権尊重教育推進校として、東京都の指定を受けたことによる東京都の委託金であります。オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金は275万円の計上であります。小中学校全15校で実施します東京オリンピック・パラリンピック教育実施方針に基づいた事業に係る東京都の委託金であります。プログラミング教育推進校事業委託金は30万円の計上であります。第二小学校がプログラミング教育推進校として、東京都の指定を受けたことによる東京都の委託金であります。

15ページをお開きください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は3,131万円の減額であります。補正予算第1号の減額調整として、財政調整基金取り崩しを減額するものであります。

17ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目1節雑入は158万6,000円の増額であります。

地域振興課の自治総合センターコミュニティ助成金は200万円の計上であります。自治会のコミュニティー活動で使用する備品の購入に係る助成金であります。

保育課の通園事業利用者負担金は41万4,000円の減額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る減額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は3億4,572万8,000円の増額で、補正後の予算額は313億5,672万8,000円となるものであります。

19ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、12目地域振興費、1の市民協働事業費は204万円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であります。

21ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費は8,204万4,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、9の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業費は296万3,000円の新規計上になりますが、支給対象者1人当たり1万7,500円の臨時・特別給付金を支給するものであります。

2目児童措置費は7,908万1,000円の増額であります。1の児童措置管理事務費は520万4,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る子ども・子育て支援システム修正委託料等の増額であります。

23ページをお開きください。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は993万6,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に伴う低所得者世帯に対する副食費の加算に係る運営費委託料の増額であります。

4の認可外保育施設利用者に対する補助事業費、6の認定こども園事業費、7の小規模保育事業費、8の家庭的保育事業費については、いずれも幼児教育の無償化事業の実施に係る各補助金の増額等であります。

25ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1の予防事業費は69万7,000円の増額であります。風疹の定期予防接種対象者の拡大に伴うクーポン券の印刷に係る経費等の増額であります。

27ページをお開きください。

7款1項商工費は1億5,501万7,000円の増額であります。

2目商工振興費、5のプレミアム付商品券事業費は1億4,301万7,000円の増額であります。令和元年10月に予定されております消費税率の改定に伴い実施されるプレミアム付商品券事業について、必要な経費を計上するものであります。

3目観光費、1の観光推進事業費は1,200万円の増額であります。東京都の補助金を活用してデザインマンホールぶたを設置するなど、観光資源の1つとして活用し観光事業を推進するものであります。

31ページをお開きください。

8款土木費、3項都市計画費、3目公園費は163万8,000円の増額であります。1の公園管理費は163万8,000円の増額であります。犯罪や迷惑行為の発生を抑制し、安全な公園管理を行うため、防犯カメラ設置工事費を計上するものであります。

33ページをお開きください。

10款教育費は1億429万2,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は440万7,000円の増額であります。

11の教育指導管理事務費は35万7,000円の増額であります。第四中学校が人権尊重教育推進校として東京都の指定を受け、その事業に係る補助金の計上であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は275万円の増額であります。小中学校全15校で実施しますオリンピック・パラリンピック教育推進事業に係る補助金の計上であります。

17の情報教育推進事業費は30万円の増額であります。第二小学校がプログラミング教育推進校として東京都の指定を受け、その事業に係る補助金の計上であります。

18の学力・授業力向上推進事業費は100万円の増額であります。第五小学校及び第三中学校が学力格差解消推進校として東京都の指定を受け、その事業に係る補助金の計上であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は2,288万円の増額であります。小学校8校の小学校体育館空調設備設置工事実施設計委託料の計上であります。

35ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は1,540万円の増額であります。中学校5校の中学校体育館空調設備設置工事実施設計委託料の計上であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費は6,160万5,000円の増額であります。

1の私立幼稚園保護者に対する補助事業費は5,882万3,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る施設等利用給付費補助金の計上等によるものであります。

2の幼稚園施設型給付事業費は278万2,000円の増額であります。幼児教育の無償化事業の実施に係る施設型給付費補助金の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は3億4,572万8,000円の増額で、補正後の予算額は313億5,672万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 幾つか質疑をさせていただきます。

まず1点目は、24ページ、多岐にわたりましたが、国のこの幼児教育の無償化事業が推進されることで、今回の補正予算さまざまあったわけですが、その影響額と国が無償化でお金を出す分、一財が減額されるわけですが、その使い道についての今のお考え。また、今回この無償化に伴いまして、主食費、副食費が実質的に保護者負担になると思うのですが、この辺の変化について教えてください。1点です。済みません。

あと28ページのプレミアム商品券についても伺います。プレミアム商品券は何度かしてきたことですが、今回は対象者が決まっていると思いますが、この対象者がどのような対象者になっていて、その対象者への通知はどのようになっているのか、またそれ以降の販売についての手順等を教えていただければと思います。

続きまして、34ページ、35ページの小中学校の体育館へのエアコン設置の実施設計委託料が計上されておりますけれども、この実施設計委託料、実施設計をした後の手順をどのように考えているのか、お聞かせください。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書24ページ、そのほか保育の無償化の関係でございます。

今回、補正予算に幼児教育の無償化ということでさまざまな予算を計上させていただきました。この幼児教育無償化につきましては、基本的には保育園の保育者の保育料などが減額と。ですが、国、東京都から補助金を増額していただき、今回の補正分として半年分というような形になりますが、おおむね4,000万円程度の一般財源の減額が見込まれるところでございます。

ここの額につきましては、国が定めた徴収基準額というのが、市では50%、おおむね50%ということとされていることから、この50%分が今度、一財の負担を軽減させる主な要因となっております。ここの部分については、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1というような形でもつことから、今回無償化に伴う一般財源の軽減が図られるというふうに考えてございます。

また、ここで一般財源が軽減されたこの使途としましては、国においては子育て分野での執行を求めています。市といたしましても、今後の待機児童解消で予定されている都有地活用など、また受け入れ定員等を拡大して、その部分の費用にというふうに活用を考えているところでございます。

また、最後になりますが、主食費、副食費、こちらについては幼児教育無償化に伴い、国のほうでは徴収するというような形で決まっております。現在、当市においては、主食費、副食費の対応については、近隣を初め26市の状況を確認しているところでございます。

なお、主食費、副食費を徴収する場合においても、現在徴収している保育料額を超えないようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市民部副参事（高橋宏之君） 補正予算書27、28ページ、プレミアム付商品券事業費の対象者への通知方法、あとスケジュールについてお答えいたします。

まずプレミアム付商品券の対象者には二通りございまして、まず対象となる住民税非課税の方につきましては、商品券の購入に申請が必要なことから、税の情報が固まります今月から対象者の抽出作業を行いまして、

7月中旬に申請書を発送したいと考えております。その後、申請を受け付けをいたしまして、9月の中旬に商品券購入引きかえ券を対象者の方に御送付する予定です。

次に、対象となるお子様をお持ちの子育て世帯への世帯主への方の申請につきましては、申請行為が必要ではないことから、対象者の方に9月の中旬ごろですね、商品券購入引きかえ券を送付する予定でございます。

商品券の販売につきましては、国の通知で10月1日から使用ができるということですので、その1週間前から購入ができるように、9月24日、火曜日から翌年2月28日の金曜日まで販売をしたいと考えております。

使用期間につきましては、10月1日の火曜日から3月1日の日曜日までと、使用をしていただくということでございます。換金につきましては、3月13日までに換金を、取扱店の方には換金をしていただいて、その後、国の補助金の精算をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書33ページと35ページの小学校、中学校のそれぞれの体育館空調設備設置工事実施設計委託料についてでございますが、今年度こちらの設計のほうですね、実施してまいりまして今年度中に完了したいと考えております。

また、小中学校全15校において、令和2年度にエアコンの設置を行う計画でありますことから、国と東京都へ建築計画を申請したところでございます。

また、設置につきましては、夏休みを中心に、またその前後の期間も活用しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** ありがとうございます。

1点だけ。令和2年度設置ということですが、これ15校ありまして、一遍にというわけにはいかないのかなというふうに思うんですけども、その辺の（「ページ、ページ」と呼ぶ者あり）済みません、33ページ、35ページになります。設置の進みぐあいというのはどのように、今の時点でお考えなのかお聞きかせください。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 補正予算書33ページ及び35ページの小学校及び中学校の環境整備事業費の体育館の空調設備設置工事実施設計委託料についてでございますけれども、こちら工事自体は15校、一遍にといいますか、同時に工事をすることは可能でございます。ただ、今考えております東京都の補助金、それから緊急防災・減災債を使つてのプランで考えておりますけれども、その条件によっては15校、一遍にというわけにはいかない場合もあるかと今考えております。

以上です。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 予算書の32ページの公園管理費の防犯カメラ設置工事費ですけども、これは東京都の補助金も活用して防犯カメラを設置ということですけども、これ対象の公園、また時期はどうなっているのか、あとこの選定基準についてお伺いをしたいと思います。

○**環境課長（宮鍋和志君）** 補正予算書32ページでございます。

防犯カメラの設置場所につきましては、高木公園を予定しております。高木公園の選定理由でございますが、高校生くらいの若者がたむろしており、特に夏の夜は音楽をかけて騒いでいるということがございます。また食べ物のごみが大量に投棄されておりまして、ひどいときには隣の消防団詰所のほうまでずっと捨てられていることがある。さらに隣接する高木神社の縁台が剥がされ、火をつけられた事件もございました。これらのこ

とから、安全な公園管理等、周辺住民への良好な環境の確保を図るため、防犯カメラの設置を考えております。時期につきましては、年度内を予定しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては、今年度、高木公園ということですが、今後の取り組みはどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書32ページ、公園等への防犯カメラの設置の今後ということでございますが、今回、都の補助金を活用して設置をさせていただきます。なかなか一般財源、10割でという形が難しいということ、あとプライバシー等の関係で、地域、近隣の方の住民理解が得られるかというところがございます。ですから今後ですね、今年度内に先ほど説明いたしましたとおり高木公園のほう、こちらの防犯上必要になりますことから設置をする。その後の運用状況を見て、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 予算書の33ページと35ページの小学校の環境整備事業費、体育館空調設備の設計委託料についてですが、今回小学校8校ということですが、10校中8校にとどまった理由と、あとその8校がどちらになるのか、また残りの2校についてはどのように対応するのか教えてください。

○学校教育部長（田村美砂君） 補正予算書33ページ及び35ページ、小学校及び中学校の環境整備事業費の小学校及び中学校の体育館空調設備設置工事実施設計委託料についてでございます。

今回8校にとどまった理由というところでございますけれども、今後の児童数の推計などを踏まえまして、また10年未満の財産処分に伴う補助金の返還にならないようにするために、今後10年間という期間に手続的に統廃合が可能な学校数を2校と考えまして、今後その可能性に柔軟に対応できるように、2校につきましては期間の短いリースを選択する予定としております。

なお、工事等、リースで空調設備を導入する方法が異なりますけれども、実際に取りつける空調設備そのものの性能に差をつけるものではなくて、同等のものを入れる予定でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、2点質疑をさせていただきます。

補正予算書の28ページ、観光推進事業費のデザインマンホールぶたの設置・活用等の推進事業費ということでございます。こちらのもう少し詳しい内容と、あと私、一般質問等で要望してまいりましたマンホールカード、それにつながるのかどうかというところも御説明をいただければというふうに思います。

もう1点、34ページのオリンピック・パラリンピック教育推進事業費でございますけれども、これまでもさまざま、このオリンピック・パラリンピックの教育推進については、事業を行っていただいておりますけれども、今回のその事業の内容と、これまでの違いなどがありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○市民部副参事（宮田智雄君） 予算書28ページ、デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業についてでございます。

詳しい内容についてでございますが、この事業につきましては、観光客誘致の促進と地域活性化を図るため、観光振興施策の一環としまして、アニメ、漫画等を活用したデザインマンホールぶたの設置等に対しまして、東京都が平成31年度に新設しました補助率10分の10の補助金を活用して行うものでございます。なお、アニメ、漫画等については、自治体等、地域公認のキャラクター等も対象になりますことから、当市の観光キャラク

ターうまべえをデザインに活用しまして、市内の観光スポット等に設置する。そんな計画でございます。

それから、2つ目の御質問です。マンホールカードの作成についてでございます。

作成に当たりましては、デザインマンホールの設置が完了した後に、公益社団法人日本下水道協会内にご
います下水道広報プラットホーム事務局に登録申請をする必要があり、その後に発行されるという手順になっ
ております。

平成31年度のマンホールカードの発行につきましては、4月、8月、12月の年3回と規定されておまして、
今回の設置工事が令和2年2月に完了する計画でございますかことから、補助対象期間の平成31年度内のマ
ンホールカード登録には間に合わないため作成はいたしません。

以上でございます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 補正予算書33ページ、34ページ、学校行事・部活動等運営支援事業費、オリ
ンピック・パラリンピック教育推進事業補助金についてでございますけれども、本年度の内容といたしまして
は、まずオリンピック・パラリンピック教育推進校、これは全校。続きまして、オリンピック・パラリンピッ
ク教育のアワード校、こちらが第六小学校と第八小学校の2校。さらに、パラリンピック競技応援校観戦促進
型という指定で、これが第一小学校1校という内訳となっております。

昨年度からと本年度の違いということでございますけれども、今申し上げましたこのパラリンピックの競技
応援校観戦促進型というのが新たに東京都から指定を受けましたので、学校また学年単位でパラリンピックの
競技を観戦するといった内容で、児童の興味関心の向上、理解の促進といったものを図る内容でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 補正予算書の28ページ、デザインマンホールぶたの設置等に関してですけれども、今の
御説明いただきましてありがとうございます。

もう少し詳しく何枚ぐらい設置ができるのかとか、どの辺を考えているのかとかというのがわかりましたら教
えていただければというのと、過去にマンホールカードではありませんけれども、そのマンホールをデザインし
たような、別のカードを何かの事業のときにお渡しをしたというような経緯がありますけれども、そういうよう
なことを考えているのかどうかっていうのも教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 予算書28ページ、デザインマンホールぶた設置事業でございます。

設置場所について、それから枚数についてでございます。まずデザインマンホールぶたの設置場所は、市内
24カ所を予定しております。このうちの10カ所につきましては、多摩湖などの市内観光スポットを選定し、残
りの14カ所につきましては、市内に設置されておりますモニュメントへの動線といたしまして設置する計画で
ございます。

続きまして、以前にマンホールの頒布品というんですかね、カード等に類似したものを配ったということに
ついてでございますが、今回このマンホールカードのPR活動としまして、広報、宣伝としまして、設置が
完了した後に頒布品としまして、ポケットティッシュ、それからコースター、それからクリアファイル、そう
いうようなグッズをつくりまして広報宣伝活動を行う、そんな計画でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書の1つは33ページ、教育費のところですが、先ほど議案で五小の体育
館の床の修理をしたっていう報告がありましたけれども、全校的にも、市内の全校でやはりそういう調査もし
て、必要があれば修理をするっていう必要があると思っておりますけれども、そこら辺についての対応を伺います。

それから、もう一つはこの33ページから35ページの今の体育館へのエアコン設置の問題ですけれども、15校中13校は東京都の補助と防災・減災事業債での対応を考えていて、2校はリースで考えているっていう御答弁でしたが、ここら辺の補助制度については市長報告の資料でも示されていますけれども、こういう判断をされた、基本的にはリースではなくて設置工事を選択した理由です、主に財政的なことではないかと思えますけれども、そこら辺について伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 最初に、補正予算書33ページの学校環境整備事業費に伴いまして御質問いただきました。学校の体育館ですね、こちらの床の状況ということでございますが、こちらのほうにつきましては各学校、我々職員のほうで調査してまいりまして、劣化やふぐあいの状況は把握しているところでございます。

また、先ほど専決処分でもございましたように、五小のほうでは実際事故が起こっておりまして、その後、応急処置として対策を打てる場所は打ったところでございますが、ただ本格的に工事の必要なところもございますので、この点につきましては順次計画的に回収のほう実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 同じく補正予算書33ページから35ページの小学校及び中学校環境整備事業費の体育館空調設備設置工事実施設計委託料のですね、こちら13校を、工事を選択した理由ということでございますけれども、先ほど議員のほうからもありましたが、やはり一番の理由といたしましては、市財政の一番負担軽減になる組み合わせはどうなるのかっていうところで検討した中で、この組み合わせで工事を行うのが適当であろうということで判断をいたしました。

以上です。

○**議長（中間建二君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中間建二君）** 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第21 陳情の付託を行います。

6月4日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす6月11日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時10分 散会